

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額及び関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大

少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象を課税価格の合計額が十万円以下の貨物から二十万円以下の貨物に拡大する。

二、減税制度の対象拡充

子ども・子育て支援新制度導入に伴い、幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する減税措置の対象に、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等において使用する給食用脱脂粉乳を追加する。

三、暫定税率等の適用期限の延長

平成二十六年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率（四百三十三品目）並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、適用期限を一年延長する。

四、暫定的減免税制度の適用期限の延長

平成二十六年三月三十一日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、適用期限を三年延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十六年四月一日から施行する。